（交付金の額の公表）

第四十条の八　法第百九条第四項の規定及び法第百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2　前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

（担当支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなつた場合等の報告）

第四十条の八の五の二　第二種適格電気通信事業者は、その担当支援区域が法第百十条の三第三項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2　法第百十条の三第五項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合には、その地位を承継した電気通信事業者は、直ちに、様式第三十八の二の六により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合の通知等）

第四十条の八の五の三　総務大臣は、前条第二項に規定する報告があつた場合には、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

様式第38の２の３（第40条の４の５第１項第２号、第40条の５の２第１項第２号関係）

［略］

［第１表　略］

［注１～４　略］

第２表　第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1)　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2)　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3)　(1)から(2)を減じた額
1　第14条の３第１項第１号に掲げるもの			

（第一種交付金及び第二種交付金の額の公表）

第四十条の八　法第百九条第四項の規定による第一種交付金及び法第百十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第百九条第一項の認可、第二種交付金にあつては法第百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2　前項の公表は、同項の備置きの日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（一般支援区域等の指定等）

第四十条の八の三　総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告（以下この条及び次条において「規模報告」という。）があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

［新設］

［新設］

様式第38の２の３（第40条の４の５第１項第２号、第40条の５の２第１項第２号関係）

［同左］

［第１表　同左］

［注１～４　同左］

第２表　第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

1　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	
2　全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	
3　1から2を減じた額	